# 契約変更理由書

神戸市

| 工　事　名 | 生田川右岸線道路改良工事（その２） |
|---|---|

設計変更後の業務概要

工事延長 L=420m

道路土工 1式　車道舗装工 5,890㎡　歩道舗装工 11㎡

擁壁工 107m　排水構造物工 648m　付属施設工 1式

構造物撤去工 1式　橋梁工　1式　仮設工 1式

契約変更の理由

【設計変更】

①　本工事区間のうち180mについて、現地精査により擁壁工、道路付属施設、仮設工の施工数量に増減が生じた結果、増工となる。

②　本工事の施工に伴い、阪神高速道路が管理する新神戸トンネル南ポンプ場の排水設備（配管の一部及び排水桝）が支障となるため、改築が必要となる。

施工に先立ち、阪神高速道路と協議を行ったところ、改築の施工期間中において仮設配管を設置する必要が生じたため増工となる。

③　構造物撤去に伴う騒音に対して周辺住民の強い抵抗があり、工法の変更を余儀なくされた。旧橋撤去に伴う既設橋台撤去や規模の大きい構造物の撤去で長期にわたる日数を要するものについて、静的破砕による撤去工に変更する必要が生じたため増工となる。

④　本工事において架け替える雲井南側道橋が、将来計画されている新神戸トンネル南伸部事業により支障となることが判明したことから、橋梁部材の有効利用を検討した結果、当初はコンクリートを現場で打設する床版工を計画していたものに対し、工場製作された既製品によるコンクリート床版を設置する工法に変更することで、床版の再利用が可能となる。これにより増工となる。